曹魏爵制に關する二三の考察

はしがき

特に前漢時代に重點をおいての爵制については、

むしろ問題を限定して私が特に關心をいだいた若干の點に時代の爵制に對する私の理解が十分でないので、ここでは時代の爵制に照射を加えて、いくらかでも未開の分野を拓らとするものである。しかし、曹魏爵制の全體系をまんべんなく 明かにするには 史料は あまりにも 缺如しているし、また曹魏爵制の歴史的意義を論ずるには、それ以外のし、また曹魏爵制の歴史的意義を論ずるには、それ以外のし、また曹魏爵制の歴史的意義を論ずるには、それ以外のし、また曹魏爵制の歴史的意義を論ずるには、それ以外のし、また曹魏爵制の歴史的意義を論ずるには、それ以外のし、また曹魏爵制の歴史的意義を論ずるには、少なくともようなが、その爵制に對する私の理解が十分でないので、ここでは時代の爵制に對する私の理解が十分でないので、ここでは時代の爵制に對する私の理解が十分でないので、ここではある。

守屋美都雄

表したいと思う。

越智氏論文、史淵第八五輯。布目氏論文、東洋史研究一三ノ五。牧野博士論文、「支那家族研究」所收。

3 2 1

— 30 **—**

一 曹魏爵制の系列とその形成過程

魏王公侯伯子男、次縣侯、次鄕侯、次亭侯、次關內曹魏の封爵については、通典卷一九 職官封爵の條に

とあり、兪正爕の引く理道要訣には

凡九等

漢爵制をうけた列侯・關內侯等を配したもののようであ體系は、上に周代的理念にもとづく五等爵を配し、下に秦のある理由は明かでないが、ともかく魏の上級爵の形はことのある理由は明かでないが、ともかく魏の上級爵の形はと 魏十等封、以鄕侯爲第八、亭侯第九、關內侯第十

こには宗室が低きは亭侯・郷公より始まって、順次、侯→ろう。魏の宗室の傳は魏志卷一九・二○等に詳しいが、そと、端的にいってとれは宗室のみの就きうるものであったい。そこでまづ、右の五等爵系列の爵の形成から見てゆくい。そこでまづ、右の五等爵系列の爵の形成から見てゆくところで右二書の記述は、後人がその大要をまとめたのところで右二書の記述は、後人がその大要をまとめたの

あったと思われる。それにしても魏志の中には「王・公・殆んど認められないから、原則的には宗室に與えるもので功臣が公・王となる例はのちの宗室に當る司馬氏を除いて公→王と進爵するさまが書かれている。その反面、異姓の

あったかどうか疑わしくも思われるが、魏志卷二(文帝紀しいものが見當らぬ。それ故に、魏に果して伯・子・男が

侯」の實例はあるが、「伯・子・男」については具體例ら

黄初三年(二二二)の條に、

子爲"亭侯、公之庶子爲"亭伯"一人、皆爲"王、初制封"王之庶子"爲"鄉公、嗣王之庶三月乙丑、 立"齊王叡"爲"平原王、帝弟鄢陵公彰等十三月乙丑、 立"齊王叡"爲"平原王、帝弟鄢陵公彰等十

とあって、そこには公・侯・伯の名が見えている。晉書地

理志には同じことを

る。

子爲…亭伯」 一番ので、嗣王之庶子爲」侯、公・侯之庶初制王之庶子爲…鄕公、嗣王之庶子爲」侯、公・侯之庶

陵王曹茂の子竦が陽都郷公であり、彭城王曹據の庶子闡が定められたことがわかる。そして實際の例に徴しても、樂いづれにせよ宗室の庶子に關して、公から伯までの爵號がとし、この方が記事としてやや勝っているようであるが、

東安鄕公であったというように、これらの爵號が規定通 いられたことは確かである。そこで、

n

始王の庶子=鄕公 ||亭伯 侯の庶子 嗣王の庶子=侯 ||亭伯

爵の存在を想定しても差支えないであろう。 室の庶子のケースまでを考慮の中に入れれば、 規定が存したのではないかと考えられてくる。 という形から推してゆけば、 「子」であり、亭侯たるものの庶子が「男」であるという 宗室で郷侯たるものの庶子が 要するに宗 一應、 五等

二年から三年ごろであったろう。 たがって、五等爵制が形をととのえたのは、おそらく黃初 れ、それと共に宗室の庶子への授爵の制も定められた。 れであるが、翌三年(二二二)には十一人の「王」が作ら 曹峻・燕公曹幹・汝陽侯曹彪・歴城公曹徽らはいづれもそ ったものが多く、宛公曹據・晉陽公曹宇・贊公曹袞・襄公 魏では文帝の黄初二年(二二一)に、宗室で「公」とな

> たに隔てて朝聘の儀なからしめ、 侯・關內侯以下の實態について考察を進めよう。 上深くふれぬこととし、從來、十分に檢討されていない に記されている。そこでいまは宗室諸王についてはこれ以 しめ、兵力の保有も老兵百餘人に制限したことなどが詳 相互の通交を抑え、 内に限り、 さきにも述べたように、宗室は上位に進めば王・公等五 また防輔監國の官をおいて諸王を伺察し、 轉封・徙封を多くして社稷の實なから 諸王の遊獵も三十里の以

もはや五等爵の系列でなく、秦漢爵制の系列に近いもので ろう。それが魏志卷一 建安二十年 (二一五) の條に 功臣二十四人に對する論功はまだ漢爵の制によったのであ たのは後漢の建安十二年(二〇七)であるが、このときの あった。魏の曹操が自らの意志で功臣の封建を初めて行っ の臣下と同じ爵級を踏んだわけである。そして、これは、 等爵の系列に達するが、かれらと雖も、 ・侯の道を經たのであって、その邊の爵に在る限り、 初めは亭侯

名號侯至11五大夫、與11舊列侯、 九月、天子命」公承制、 封三拜諸侯守相、 冬十月始置 m 關內侯 凡六等、

九・二○の宗室諸王の傳を見れば、魏が諸王を千里のかな

とについては、從來も十分說かれてきているし、

ところで魏が宗室諸王を重んぜず、

國の衰弱を招いたこ

魏志卷

くて、 詳しくいえば前漢二十級爵の列侯・關内侯そのままではな 侯に視比されている。 脩儀がそれぞれ、 の制をそのまま活かしたことになっているが、 と書かれているのを見ると、 れているのを別として、 れによると、 の女の十二等の官爵が制定されたことが見えているが、そ 特に列侯の内容はさらに細分されていた。 明帝太和中(二二七一三二) 貴媛・夫人が爵に視比するところなしといわ もちろん、この場合、 諸侯王・縣公・縣侯・鄕侯・亭侯・關內 これによって、 淑妃· 曹操獨自の爵制に移行したこ 淑媛・昭儀・昭華・脩容 魏の列侯とは詳しく 列侯・關內侯は舊と の制として、後宮 それとても 魏志卷五

侯 なり、 亭や郷が縣並みの扱いになり諸侯の國と稱せられていた。 には、 かったが、 もっとも前漢には すでに布目潮渢氏が明快に指摘されたように、® 亭侯と稱するものが生れてきた。曹操は後漢あたりに 後漢にはその事實を反映して縣侯 列侯が亭や郷を實質的に食むような場合でも、 前漢末以來、 一縣の中の相當多くの戸を食む列侯が多 郷・亭程度の戸を食むものが多く (三侯) の外に郷 前漢時代 その

は縣侯・鄕侯・亭侯を指すことがわかる。

る。 始まる細分された名稱をそのままに用いようとしたのであ

侯の事例十四例を見るが、 するものであるか。 うのが見える。 年の條の注に、 檢討しておかねばならないと思う。 ここで一つ問題となることがある。 その中に一般の郷侯・亭侯と共に都郷侯・都亭侯とい 皇后紀にも見えていないが、 この二つは、 曹操に 勸進した 人の名が 列撃されている 魏志を通じて都郷侯の事例七例、 その魏爵の内部における位置を さきの 通典にも 果してい 魏志卷 かなる等級に屬 理道要訣に 建安十八 都亭

Þ

が、

支配し、 都鄉 そのまま都郷・都亭であるかどうかはなお疑問であるが 附近の小さな亭を支配するものであったという。 崎市定博士の説を借りると、 が、 まれた都市で、 れ自身が大きな郷 さて亭・郷は縣と並び、 ここでは聚落の問題に深入りすべきではないので、 都亭が縣・鄕や城に密着してあったことは確かであ 郷もまたそれ自身大きな亭 その相異は單に大きさだけであり、 (都郷) であると共に附近の小さな郷を 古代聚落の代表的なものである 亭・郷・縣はみな城郭にか (都亭) であると共に 縣 縣はそ 郷が

ろ う®

都亭侯はこの鄕城の中にある亭に食み、都鄕侯は縣

曹仁が、轉封によって安平亭侯となり(魏志卷九)、またずか。それについて私は、魏代における進爵の例のすべてらか。それについて私は、魏代における進爵の例のすべてで都亭侯・都郷侯になった例は一つも見當らぬことを知って都亭侯・都侯になったところ、一般の亭侯・郷侯から進んは、そしてその反對に、太祖のとき、初め都亭侯・郷安は一般の亭侯・郷侯より上位の爵級に當るのであろれ。そしてその反對に、太祖のとき、初め都亭侯・郷の中にある郷に食むことになるが、それならば都亭侯・城の中にある郷に食むことになるが、それならば都亭侯・城の中にある郷に食むことになるが、それならば都亭侯・

まいと思う。 ず、特に一般の郷侯・亭侯と隔絕した上位の爵級ではある が、特に一般の郷侯・亭侯と隔絕した上位の爵級ではある らば 都郷侯・都亭侯は ただ封地のあり 場所を示すに すぎ というようなことは全く認められない。このように見るな というようなことは全く認められない。このように見るな というようなことは全く認められない。このように見るな というようなことは全く認められない。このように見るな というようなことは全く認められない。このように見るな というようなことは全く認められない。このように見るな

る。

によって西鄕侯に 徙封された 事實もある(魏志卷一五)。

文帝のとき、初め都鄕侯であった張旣が、

軍功による轉封

る。しかし後漢に溯ると、鄧弘の子の甫德が、兄廣德の封るときに、 固有の地名を 冠して呼ぶことは 極めて 稀であついでながら魏制において史籍に都鄕侯・都亭侯の見え

であるが、魏志卷一八の臧霸傳注に引く魏書に 地たる西平の都郷を分授されて都郷侯となった例を初めと の名を略してそう呼ばれたにちがいない。 た。それ故に魏の都鄕侯・都亭侯も、 ある郷・亭のように固有の地名を冠せられる必要がなかっ 鄕名であろう。都鄕・都亭はそれぞれ縣城・鄕城に何らか また都亭侯には呂都亭侯虞放、 して(鄧禹傳)、宜陽都鄕侯尹勳、 の形で密接している郷・亭であるから、縣城・鄕城の外に ・宜陽・西鄂はすべて縣の名である。したがって呂・鄴は 孫觀…功次於霸、封呂都亭侯 鄴都亭侯霍諝がある。 西鄂都郷侯呂某があり、 おそらくその縣 たった一つの例 西平 鄉

とあるが、 これは省略に 從わない時の 呼稱の 具體例であ

五百戸を分って一子を列侯に封じたことが見え、さらに臧ととが見え、樂進が廣昌亭侯に封ぜられ、千二百戸のうち都亭侯となり、のち兄の汎及び一子を分封して列侯とした是非である。俞氏の説はこうである。魏志の中に、張遼が足非である。俞氏の説はこうである。魏志の中に、張遼が不にいま一つの問題は、俞正爕が、亭侯と關內侯の中間次にいま一つの問題は、俞正爕が、亭侯と關內侯の中間

魏の十等封の中に「列侯」の名は見えないから、これは魏、たとにならねばならぬ。しかし一方、理道要訣によると、文聘が邑戸を分って、子を列侯に封じたことがあるが、これらから見ると、列侯は亭侯より下、關内侯より上というれらから見ると、列侯は亭侯より下、關内侯より上というない。

文帝黄初二年正月の條に

辛巳、分三公戶邑、封子弟各一人爲列侯。

末には消滅したのであろう、と。

らない。このことは一見、俞氏の説の正しさを裏書きすると書いてある例ばかりで、「列侯」と書いてある例が見當は六、亭侯であるものは三である。また子弟分封の事例をは六、亭侯であるものは三である。また子弟分封の事例をあるのは太祖・文帝・明帝の時代に限り、齊王・高貴郷公の代になると、分封の結果「亭侯」・「關內侯」となったと書いてある例ばかりで、「列侯」としたと書いてと書いてあるのは太祖・文帝・明帝の詩の正しさを裏書きすると書いてある例ばかりで、「列侯」と書いてある例が見聞いて、「列侯」と書いてある例が見聞いて、「別侯」と書いてある例が記の正しさを裏書きすると書いてある例ばかりで、「列侯」と書いてある例が見聞いて、「別侯」と言いている。

の進爵事例を個人別に調べたが、その中には、「關内侯→に從うことができない。第一に私は魏志にあらわれる限りしかし、それにもかゝわらず私は俞氏の説には、にわか

ようである。

に從うことに躊躇を覺えざるをえない。第二に、魏志卷二點を、通典・理道要訣等の記事とも幷せて考えて、俞氏說列侯→亭侯」というコースを辿った人が一人もなく、この

執りて暴を征し、功、これより大なるは莫し、皆、列侯に、知のとき太祖は諸臣の功をたたえ「東州擾攘、霸等、義を置の記事の「與舊列侯・關內侯」の列侯と異るものとは考別を討ったあと臧霸は吳敦・尹禮・孫觀らと會賀したが、 にのとき太祖は諸臣の功をたたえ「東州擾攘、霸等、義をとのとき太祖は諸臣の功をたたえ「東州擾攘、霸等、義をとのとき太祖は諸臣の功をたたえ「東州擾攘、霸等、義をとあるが、ここにいう列侯の概念は、特別の説明が添えらとあるが、ここにいう列侯の概念は、特別の説明が添えら

後年(景初元年―二三七―以後)爲司空、封安陽亭侯ているのである。また卷二四 崔林傳にたがって、この場合、都亭侯は列侯の槪念の中に包攤されたがって、この場合、都亭侯は列侯の槪念の中に包攤され

封ぜん」といい、その結果、霸は都亭侯となっている。し

る。このように見てくると、分封事例に見える「列侯」はとあって、ここでは亭侯が列侯の概念の中に包攝されてい邑六百戸、三公封列侯自林始也

く書くべきところを列侯という廣義の概念をもつ言葉で表のではあるまい。本來ならば、侯・鄕侯・亭侯などと詳し魏爵の系列の中にそのような爵階があったことを意味する

現したものと解するか、それとも、

分封の場合、一亭・一

語を用いがたいときに、便宜「列侯」の名が用いられたと定數だけ得るのみという形の場合があって、鄕侯・亭侯の鄕をまるまる食むことなく、分封主體者の收入の一部を一

さて列侯に關する諸問題について述べ終ったので、でも解するのが穩當ではあるまいか。

次に

前掲の臧霸の孫の權の場合に、子三人を封じて列侯とし、はみな初めは實際に邑戸を食むものであったが、しかし、ここに配することは 右述の通り、 従いがたいが)・關內侯を魏武が後漢の制を變通して立てた亭侯・列侯(尤も列侯を魏武が後漢の制を變通して立てた亭侯・列侯(尤も列侯をの)、また兪正變は、

なるほど私が魏の關內侯賜與の事例を五十數條あつめて封となったのであろうと述べている。

は別様に記されていることからすると、關内侯はのちに虚

一人に爵關內侯を賜わったとあるように、列侯と關內侯と

無封説に走るのは早計ではないかと思う。というのは魏志んどとられていない。しかし、そのことから直ちに關内侯ており、列侯のばあいのように「封某侯」という表現は殆みた結果では、その大半が「鵙關內侯」という表現になっ

泰(群の子)、前後以」功增11邑二千六百戶、賜11子弟一卷二二 陳群傳に

人亭侯、二人關內侯 ;

うことがあり、反對に卷一五 梁習傳注所引魏略にとあって、亭侯のばあいでも「封」といわずに「賜」

とい

とあり、また卷二七 王基傳に (太祖) 以"習前後有"策略"、封爲"關內侯

下すのは危險であるからである。さらに個人の傳についてったわけではなく、「賜」・「封」の用語の別だけから結論をともあって、關內侯のばあいでも絕對に「封」といわなか常道郷公卽,尊位」…前後封,基子二人亭侯・關內侯」

うべきか、未だしとするかを、雍州刺史の張旣に問い、そ功をよみして、これを賞しようとするに當って、爵邑を加注所引魏名臣奏載文帝令に、文帝が、試守金城太守蘇則の關內侯が有封であった例をあげると、魏志卷一六 蘇則傳

關內侯の賜與が爵邑の賜與を意味している證據となろう。の贊成をえた上で則を關內侯としたことが見える。これは

また卷九 曹眞傳に

眞愍」之、乞ႊ分''所」食邑、封*遵・讚子4、詔…聽ႊ分''眞少與''宗人曹遵・鄕人朱讚' 並事''太祖'、遵・讚早亡、

眞邑、賜+遵・讚子爵關內侯各百戸』(文帝代)

とあり、卷九 夏侯惇傳に

戶1、賜…惇七子二孫爵,皆關內侯帝(太祖)追"思惇功,欲」使"子孫畢』侯、 分"惇邑干

とあり、卷二三(杜襲傳に)文帝卽…王位;…賜』(悳)子會等四人爵關內侯;邑各百戶とあり、卷一八(龎悳傳に)

明帝卽位、進封:|平陽鄕侯|…分||邑百戸、賜||兄基爵閼

とあり、さらに卷二七 王基傳にも

上疏求分"戶二百、賜"叔父子喬爵關內侯」高貴鄉公卽"尊位、進封"常樂亭侯」…進"封安樂鄉侯、

明記しているのはこれしか見當らず、他はすべて「賜爵關とある。惜しいことに、魏志の中に關內侯の戶邑について

者が戸を分つことの意味が十分理解できないから、直ちに收はなかった、というととになるが、それでは前掲の分封いできないであろう。なお通典は前掲の魏の九等爵の記事はできないが、ともかくも魏のほとんどすべての時代に亘って及ないが、ともかくも魏のほとんどすべての時代に亘って入侯」という簡單な表現ばかりなので、斷定的なことはい内侯」という簡單な表現ばかりなので、斷定的なことはい

以上、列侯・關內侯に關連して二、三の問題點を拾った通典のいうところに從うことはできない。

継承に外ならない。もちろん制度は變改させなくても、建 が、要するにそれは漢代の(詳しくいえば後漢の)制度の

ったに相違ない。たとえば魏志卷一七 徐晃傳を見ると、のであるから、列侯・關內侯の實質的な再編成はむろんあ安十二年以來の論功は曹操が自らの尺度において行ったも

車を攻撃し、功最も多く、都亭侯に封ぜられた、と書かれ封ぜられたが、のち曹操に歸屬し、偏將軍として袁紹の運辛うじて逃れて安邑にいたったとき、功によって都亭侯に徐晃は後漢末、董卓のために長安に拉致されていた獻帝が

となり、 魏志卷一八 規準によって封建を行ったことを意味するものであろう。 功規準によったのに對し、 改めて都亭侯となっているのは、おそらく先きには漢の論 ている。 のち張魯に從い、さらに曹操に下って關門亭侯と この場合、 龎悳傳に、 徐晃がすでに都亭侯であるのに、 悳が後漢の初平・建安中に都亭侯 曹操が全く新しい立場で自らの また

きるであろう。

されたことが見えるが、これも同様のケースとして理解で

が、 いて 曹操の時代には 格別の 處置をとったとは 思われない かった人は、どのように處置されたであろうか。これにつ た人々で、その後、魏に對して特別に貢獻するところのな ぐりあった人である。しかし、漢代に功あって列侯とな のちに魏に對しても功を立て、その功の再評價の機會にめ かし、 魏志卷二 以||漢諸侯王|爲||崇德侯、列侯爲||關中侯 これらの人々は、 文帝紀黄初元年(二二〇)十一月の條には 漢において功を立てたと共に

た名號侯以下五大夫までの爵級の具體例であると見るべき これに先立つこと五年、 という記事がある。ここに見える崇德侯・關中侯こそは、 建安二十年(二一五)に制定され

十五級、銅印環紐、亦墨綬、

皆不」食」租、與二舊列侯

考えられる。 であろう。崇徳侯とはおそらく、名號侯の一つであったと

と見るのも一つの考え方であるが、しかし、文帝のときに 推して、或いはこれは漢の王侯の名目的な位置づけのため 諸侯王・列侯が、名號侯・關中侯に切換えられたことから かるものであり、 思うに名號侯―五大夫までの爵級は、 何らかの説明がなされねばならぬ。 その新設の意味がどこにあったかについ 前述のように漢の 全く魏の創 作にか

て、

どの程度の高さに在るものかを考えてみる必要がある。そ その説明の前に、名號侯から五大夫までの新爵が、いったい れない。そこで何か別の説明が必要になるわけであるが、 れについて、魏志卷一 以下が漢の王侯の再配置のためにのみ用意されたとは思わ 臣に對する行賞の對象となっていることからみて、名號侯 像が關中侯を追賜されている (魏志卷四)ように、引續き魏 孫資が關中侯(魏志卷一四)となり、齊王芳のときに劉整・鄭 關中侯・關外侯・五大夫の四階を以てこれに相當させたの

爵が存した。魏においては右の十階を削除して、名號侯・ 二)・右庶長(十一)・左庶長(十)・五大夫(九) という 小上造(十五)・ 右更(十四)・ 中更(十三)・ 左更(十

關內侯1凡六等、臣松之以爲、今之虛封、 蓋自、此始

とある。 るのに較べて、魏の五大夫が高きに失するという觀も蔽い 通讀しても、魏爵五大夫の下にさらに十四階もの爵名があ 目、五大夫は十五番目の高爵ということになるが、魏志を 爵の數え方よりするならば、名號侯は下から數えて十八番 での數字は果してどう理解すべきであろうか。漢の二十級 った痕跡は存しない。また漢の五大夫が下から九番目であ ここにいう名號侯爵十八級以下、五大夫十五級ま

に、大庶長(十八級)・駟車庶長(十七)・大上造(十六)・ まいか。漢の爵制では、 にあてはめたらどの邊に相當するかを示したものではある る階次を示すものではなくて、魏の創設した爵が、 十六級、五大夫十五級というのは、必ずしも魏の爵におけ そこで思うに、名號侯爵十八級、 列侯・關內侯以下、民爵公乘の上 關中侯十七級、 漢の爵 關外侯

ではないかと考える。

して官人の優遇のためのことが多かった。 で賜與されたかを見ると、 いったい漢代において大庶長以下の爵が、どのような形 大體前漢では次表のように主と

| 平 | 成 | 17 | 17 | 元 | " | 17 | 17 | | 宣 | 武 | 景 | 帝名 |
|-----------------------|----------|-------|--------|------|-------|----------|------|-------|--------------|------|----------|------|
| 元始四年 | 永始二年 | 竟寧元年 | 永光元年 | 初元二年 | 五鳳元年 | 元康三年 | 地節三年 | | 本始元年 | 元狩元年 | 後元年 | 時代 |
| 九卿→六百石 宗室屬籍者三十萬以上の振贍者 | 百萬以上の振贍者 | 列侯の嗣子 | 東六百石以上 | 中二千石 | 列侯の嗣子 | 中二千石→六百石 | 中二千石 | 宦吏六百石 | 東二千石・諸侯相→中都官 | 中二千石 | 中二千石・諸侯相 | 授爵對象 |
| 五大夫以上 | 右更 | 五大夫 | 五大夫 | 右庶長 | 五大夫 | 中更→五大夫 | 右庶長 | | 左更→五大夫 | η | 右庶長 | 爵名 |

する褒賞としての賜爵例が多くなってくる。 の永初三年には吏人の入錢穀者に對して爵關內侯・五大夫 ところが、 前漢成帝時代にその端緒を見せたような入錢穀者に對 後漢に入ると官人に對する賜爵例は乏しくな すなわち安帝

内侯が賈爵の對象となったことも有名な事實である。 雩に當って同じような令が出ている。 を賜う令が發せられ、 桓帝の永興四年には、 その他、 七月の京師の 後漢末に關

が、 第に空名化したことを示すのであろう。 が問題となっているのは、 高の賜爵例は右更あたりである。 本義を離れていったものらしい。 左庶長を 賜わり、 はあるまいか。 |畿ではないが、それにしても右更の上に大庶長・駟車庶長 いうのもあるから、それらに相當する高爵があっても不思 に用いられることが多かったが、 ・大上造・小上造の四階もあるのは繁にすぎるきらいがあ 要するに大庶長以下、 勢い、 後漢の入粟者に對する授爵でも、五大夫と關內侯だけ これらの爵は次第に空名に化しつつあったので 前漢の武帝のとき卜式は國家に栗を入れて 再び 粟を入れて一擧に 關內侯と された 五大夫までは、 いわゆる官爵の細かい刻みが次 もちろん官位には萬石と 後漢になると次第にその また前表の例を見ると最 本來官人優遇の際

めに用いられたという本義を失うと共に、次第に空名化し 大庶長→五大夫までの十級の爵が、 建武二十年における名號侯→五大夫の爵の制定は、 主として官人優遇のた 漢の

> させるところがなかったという點では、 る。 つつあった事實に鑑みた結果行われたものと見るべきであ 大庶長以下のいわゆる漢の官爵を割除整理してもはや復活 曹魏の爵は多くの點で漢爵を踏襲しているとはいえ、

素を含んでいたといえよう。

やはり新らし

するから、おそらくは漢代同様の爵が存したのではなかろ 慶事に當って天下の男子その他に賜爵の行われた事例が存 明帝の太和元年・靑龍元年・景初二年に、それぞれ國家の 稱も容易に發見できない。しかし文帝の黃初元年・同三年、 十分の解答が用意されていない。そして具體的な民爵の名 索も史料の検索も全く不十分なので、 として大きな意味をもっていたことを西嶋定生氏が唱道さ うか。近時、 れたが、同様の問題を曹魏の時代に投げかけるには私の思 最後に、漢の民爵が魏においてどうなったかは、 漢の民爵が古代帝國の人民掌握の具體的手段 いまは民爵の 私には が問題に

兪正爕 理道要訣の文を玉海から引いているが、 その文章をつきとめることができない。 癸巳類稿卷一一「關內侯說」の條所引。 私はまだ玉海の中に 兪氏はこの

1

入ることを差控えねばならない。

③ 布目氏「前漢侯國考」東洋史研究 一三ノ五。

6

③ 都郷侯・都亭侯については、日知錄卷二二 都郷・都郷侯・第六號。 第六號。

亭部」という記事もある。一方、 年の母が東海より來って都亭に止まり府に入らなかった」と 複する亭である」といわれ、 亭侯の各條、 いう話があり、居延漢簡(二四) には「臨邛郭下の亭」という語があり、漢書嚴延年傳に 様に考えておられることがわかる。 都郷侯・都亭侯については、日知錄卷二二 べきである。宮崎博士は「都亭とは鄕城中にあり、 並城内亭也」ともある。 侯國考の條、 十七史商権卷三八 勞榦氏「居延漢簡考證」都亭部の條を參照 當然、 都亭の條、二十二史考異卷 後漢書皇后紀には「凡都亭 五〇五・三七に、 ただ史記司馬相如傳索隱 縣と都郷の間の關係も同 都鄉 「居作都

10

るが、居延簡によれば、縣城内に都亭の存することもあったと和亭は郷城内に、都郷は縣城内に夫々重なることにない部分ということになるのではあるまいか。なお宮崎博士にとは縣郷城内の宮府の一郭を除く、生産者の耕地や住居を含とは縣郷城内の宮府の一郭を除く、生産者の耕地や住居を含む部分ということになるのではあるまいか。なお宮崎博士によると都亭は郷城内に、都郷は縣城内に夫々重なるととになるが、居延簡によれば、縣城内に都亭の存することもあったとが、居延簡によれば、縣城内に都亭の存することもあったとが、居延簡によれば、縣城内に都亭の存することもあったとれり達している。

- は、史の略である、と述べられている。あったに 相違ないが、 その 列傳中、封地を 言ってないもの徙封されたことをあげ、都郷侯は必らず封ぜられる所の地が、日知錄卷二二にも、後漢の梁冀が比景(日南郡)の都郷侯に
- ⑦ 癸巳類稿「關內侯說」。
- (す) これであるら。(す) これである。(す) これである。(す
- 大軍將軍鄭烈の子續)。 本軍將軍鄭烈の子續)。 本見る(陽中侯劉韜金石萃。光禄勲向凱、鴻臚成公重共に金。 を見る(陽中侯劉韜金石萃。光禄勲向凱、鴻臚成公重共に金。 を見る(陽中侯劉韜金石萃。光禄勲向凱、鴻臚成公重共に金。 を見る(陽中侯劉韜金石萃。光禄勲向凱、鴻臚成公重共に金。

三 曹魏列侯・關內侯の封邑に關する問題

に向い には、 問うたことも見えている。このように魏の封建は一般に愼 志卷八張繡傳に、 重を期して行われたが、その封戸の大きさについても、 ったことがのべられている。 晉書王導傳には魏の武帝が授官・授爵において嚴正であ 文帝が蘇則に爵邑を加えようとして、 「封爵重事、 「との時、 故以問」卿、 天下の戸口減耗し、 また魏志卷一六 密白」意、 勿言露!也」と 雍州刺史張旣 蘇則傳の注 十にして

| | | | | | | | | | | | | | | | 包 | ŧ | | |
|---------|-------------|-------|--------------|---------|-----------------------------|--------|----------------|--------|---------------|-----|---------------|-----------------------|---|--------|----|----|----|---|
| | | | | | | | | ť | | | | 計 | 以高 後貴 | 齊王 | 明帝 | 文帝 | 太祖 | 時代與 |
| | | | | | | | | | | | | — — — — | 1 | 1 1 | 1 | | 1 | 2 萬以上 1.2萬 1 萬 9,600 |
| | | | | | | | | | | | | 1 1 1 | 1 1 1 1 1 1 | | | 1 | | 6,600 5,700 4,700 4,300 4,000 |
| | | | | | | · # | 1/1/4 | 17: | は中に都郷(| 美の! | ま) | 1 11 1 1 | 1 | | 1 | 1 | | 3, 900 3, 500 3, 100 2, 900 |
| | | | | | | 計 — | 以高 後貴 | 齊王 | 明帝 | 文帝 | 太 祖 | | | 1 | | 1 | | 2, 780 2, 600 2, 500 |
| 予計 | 侯(れ) 高貴 | 都)に者 | 中学明帝 | さき 文帝 | ま) 太祖 | _ | - | | | 1 | | 1 1 1 | 1 | | | 1 | 1 | 2, 200 2, 100 2, 000 1, 900 |
| | | | | | 1 | | | 1 | | _ | 1 (都) 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | 1, 800 1, 700 1, 350 |
| = | 2 | | | | 2 | = | | | | 2 | | 11 1 1 | | 1 | 1 | 1 | | 1,300 1,200 1,100 |
| 五 | 1 | 1 | 1 | | 2 | | 〔 侯 | の戸 | 數最 | | | 三 | 00= | 1 | 1 | 1 | | 1,000 |
| 1111111 | 2 〔 類 | 2 解侯低 | 2 の戸 線 | 1 1 3 數 | 2 (都1) 1 3 (都2) | 五一四一一三 | | 1 | 1 1 (都) | 3 | 1 | 7 6 5 4 3 | 00戸 00 00 00 00 00 00 | | | | | |
| 五 | 1 | 2 | 2 | | | | 100戸 | | | | | | | | | | | |

(四)

食んでいたのであろうか。戸敷の記錄された史料に即して 實に、魏の侯(=縣侯)・鄕侯・亭侯は どの程度の 戸敷を 制策は果してどの程度嚴しく守られたであろうか。また現 の抑制が加えられたようである。それにしても、魏初の抑 而して(張)繡、特に多し(戸)」とあるように、極力そ 裁かに一在り、諸將の封、未だ干戶に滿つるものあらず、

戸敷が増大する傾向が著しい。 代を過ぎれば殆んど崩れ、特に末期に近づくにつれて、 侯のばあい、千戸以内に抑えるという方針は太祖の時 具體的に考察した結果を表示してみよう。

右の表によって知りえたことを列記すると

さについて断定を下すことはできない までが普通であったと結論されたように侯の普通の大き るだけで、布目氏が前漢の列侯について千戸から三千戸 侯については、最低線が千戸であるということがいえ

書に

徐晃傳所引の魏

 (\equiv) が普通であるといってよいであろう。 郷侯については、一應、八百戶以下、六百戶以上あた

(H) 都郷侯・都亭侯の戸敷は、特に一般の郷侯・亭侯の戸

亭侯は三百―一百戸を普通といえよう。

數を上廻るものではない。

(11)

同一爵の中でも戸敷の懸隔はかなり大きい。 それぞれ鄕侯・侯より多くの戸を食むこともある。また 下に正比例するものでない。 侯・鄕侯・亭侯の戸敷の大少は、かならずしも爵の上 時には亭侯・郷侯の方が

との内の意味をどう理解したらよいであろうか。これにつ

がある (魏志卷一九)。 また 魏志卷一七 あるために中牟に治せしめられ、のちに中牟王となった話 が、鄢陵侯曹彰が一度その國に行きながら、鄢陵が塉薄で を望んだであろうことは、たとえば宗室諸侯王の例である 地からの收入は、その土地の豊沃の度合によって相異する い。封侯が、より經濟的條件のよい土地に封建されること から、戸敷の多いところ、必ずしも租入が多いとは限るま いては、いろいろの考え方ができるであろう。たとえば封

とあるのも、朱靈がその郷里より山東高唐の地理的條件の 侯、富貴不」歸,故鄉、如,夜行衣」繡、若平常所,志願 文帝卽位、 勿。難言、靈謝曰、 封11朱靈鄃侯、增11其戶邑、詔曰、 高唐宿所」願、 於」是更封二高唐侯 今封三爺

らば、 のような例は私には見出されなかった。それ故に、封地の 戸敷が減るといったケースがあってもよい筈であるが、 優位を思った結果ではないかと思われる。しかし、それな 轉封の結果、實質的に收入はふえても、形式的には そ

と、それに宗室諸侯王のばあい、濟北王曹志が九百九十月

題

(二六)、 南鄕侯王淩が一千三百五十戸 (卷二) であったこ

厚薄というだけでは十分の説明にならないであろう。

にはつきとめられない。 と増邑との境界線がどのようなものであったかは、今の私 その功勢が進爵の水準に 達しない 時には 増邑の形に 止ま を上廻る結果も起りえたのではあるまいか。しかし、 たのであろう。 増邑の形で濟ますかについては、何らかの判定規準が存し れていないものもある。思うに、 合增邑が伴なうけれども、 功には進爵と增邑の二つの方式がある。進爵には多くの場 その代り、 その増邑の結果としては上級爵の人の戶邑 したがって、たとえ、 かならずしもそのことが明記さ 有爵者を進爵せしめるか 功勞のある人でも、 進爵

右の表に見える封戸の數は槪ねラウンド・ナンバーで ったい有爵者の軍功又は官人としての功績に對する論 さとの比較に及んだ。その結果、漢書地理志によって天下 であったのなどはそのような端敷の例に近いであろう。 えられ、また當時、萬戸を境として縣の長官が令・長に分 にしがたい。布目氏は前漢の列侯が縣に食んだということ 點を拾ってきたが、 おいて益封を受けている事實をも引いて、 うことを主張された。そしてまたかの蕭何が同じ酇の地に ことから、 下し、一方、縣に食むという列侯が平均二千戸程度である いていえば數千戶、或いは七、八千戶程度」という推定を たれていることなどにも着目して、「一般の縣の戸敷につ の郡の縣の平均戶數を算出して「七四七五戶」という數を の實態を追求して、前漢の縣の大きさと列侯の封戸の大き 以上、 列侯の封戸の數の實際を示すと共に、 列侯が縣の全戸を食むものではなかったであろ 列侯の邑に食む實際の姿は容易に その説を補强し 若干の 明か 問

實際に縣・鄕・亭に食むとすればそこに端數のあ 陽曲侯郭淮が 二千七百八十月 この犀利な議論の進め方は、 まことに参考に價するもの

ておられる。

(-11)

あるが、

ったことは 勿論で あろう。

顯川 接近したことは否めない。 推定が決してありえぬ 數字で ないことを 示すもので あろ な例のようであるが、 傳に蘇林が廋峻に語った言葉として、魏の齊王芳の當時、 きは四百戸にも充たぬことがあったようである。晉書庾峻 茂傳によると、茂も正始三年(二四二)に、縣一・戶五百 二年(二三四)に、縣一・戶五百を削られ、同卷 千五百を削られ、同卷 龍元年(二三三)に、縣二・戶七百五十を削られ、 戸を食んでおり、卷二〇 王彰傳を見ると、 を削られている。これらによって考えると、魏の時代には 王彪傳を見ると、 って五六萬戸といわれた鄢陵のこの激減ぶりは一見、 縣の戸敷が五百程度であることは珍しくなく、甚しいと その意味では當時、 .の鄢陵縣の戸がわづか敷百であったと見えている。か 彰は太和六年(二三二)に五縣二千五百 彪は太和元年(二二七)に、 前掲宗室諸王の傳による縣の戸敷の 縣侯・鄕侯・亭侯が戸敷の上から 東平靈王徽傳によると、徽は靑龍 中山恭王兖傳を見ると、 もとより一縣の戸敷は地域によ 縣三•戶 樂陵王 兖は靑 同卷楚 極端

幅のあったことは認めてよいであろう。

めるべき手がかりも殆んどない。ただ魏志卷一九

であるが、惜しむらくは魏に關しては、

一縣の平均値を求

任城威

たのではないかと想像される。かの後漢の武將の吳漢は廣縣といったとは考えられまいか。そしてその場合には侯・ のみの戸を以てしては額面通りの戸邑敷を充たしえない場合もあったとは考えられまいか。そしてその場合には侯・ のみの戸を以てしては額面通りの戸邑敷を充たしえない場合。 ない場合には侯・ が、むしろ前漢などとは反對に、一つの縣、または郷・亭 のみの戸を以てしては額面通りの戸邑敷を充たしえない場合には侯・ が、または郷・亭

平・斤漳・曲周

・廣年の四縣を食みながら、

その

稱號は

元年

(二四九) 正月に、大將軍曹爽らが、

太傅司馬宣王

ために職を発ぜられ、

侯を以て第に就いたこと

△(同卷)

しなど

から知られるが、すべての列侯が第宅を有したかどうか

疑

わしい。

初學記卷二四

宅

0) 條に

幷せ食ましめたことを示すとは見られないであろうか。一 開きが少かったことから、上級爵に進んでも、 曹魏時代の進爵事例の中に「增邑何戸、幷前何戸」という では十分に増邑の目的を達しえぬ故に、 ている」という單純な意味にとれないこともないが、 前の語は、 書き方をしている例が少くない(侯となったものの事例 樣のことがあったと考えても差支えないように思う。また 一つの考え方としては、 「廣平侯」であった。 郷侯となったもの三、亭侯徙封一)。 單に「新爵の戸敷の中に舊爵の戸敷が合計され 曹魏においても列侯の呼稱の上に同 當時、 縣・郷・亭の相互に戸敷の 舊爵當時の戸数も このばあい

一縣·一鄉 また ,の幷 とになる。 その封地に「第」と稱しうるほどのものを築き、 とある。 出入して威儀を示しうるような列侯は殆んどありえないこ 記がすぐれる) 門1面11大道1者爲2第 宅亦曰」第、 不以得以作以第舍、 これは魏王奏事の記事であるが、これに從えば、 魏では列侯のすべてに對して就國の義務を課 言」有言甲乙之次第一也、 在11里中门皆不」稱」第 雖三爵列侯、 食邑不」滿:萬戶í Ę (御魔卷一八一は 出不」由川里 大道より

であろうことは齊王芳の正始九年(二四八)三月甲午に、司 徒衞臻が位を解し、 い。 間にどの 手がかりが存しない。 **|侯・關內侯の收租率については殘念ながらそれを推す** 侯の中のあるものが、 一程度の現實的なつながりをもっていたかを考えた 侯を以て第に就いたこと(幾四)、 そこで次にはかれらがその封地との その封地に第宅をもってい 嘉平 70

解を記して後考にそなえることとする

たのであろう。 極めて小さく、 できるかも知れない。事實、 ざる者」ができたといっている。 一々その封 もちろん右の初學記の記事によれば列侯の (地に家を構えるようなことはありえなか また 諸所幷有の形も 特例を除いては列侯の封邑は との考えは、 多かったと 考える とこに適

亭侯・亭侯ができたが、ここにおいて「侯にして國を爲さ

たらしい痕跡がない。銭大昕は、

後漢に都郷侯

鄉侯·都

6

の説を援用しつつ、推定しておられる。

もたず、それが封侯としての權威の象徴であったとは殆ん侯が官を退いたのちにその老後を養う場所程度の意味しかを有していたことも考えられる。しかし、その多くは、列小さなものが、里中において一般の民家と相並んでその家

てみよう。

あった。ける官制の問題である。漢代の侯國には、次のような官がける官制の問題である。漢代の侯國には、次のような官がそこで、このことと幷せて問題となるのが列侯の下にお

ど考えることができない。

洗 行 庶 門 馬 人 子 夫 家 相 名稱 馬人子 丞 三百石 縣令長 相當官 **封邑に常在。** 列侯に侍し家事を理める。 身分は中央につながる。 前 漢 家事を理め の 制 省く。 同上。 省く。 のみ。職掌は同後漢では干戶以 同上。 後 漢 の 制

されなかったであろうことを銭大昭の「後漢郡國令長攷」氏はまた、前漢でも鄕侯程度の大きさの列侯では相が派遣總じて後漢では、侯國の官僚が消滅しつつあるが、布日

ではないが、参考までにそれも一括して考察の對象に含め・侯の場合に全く限られている。王のことは、當面の課題曹魏においては、史籍封侯の官制の見えるのは宗室の王

| 7 | | | | | 0 | 1 | | | 7) 40 | 5 |
|------|--------------------------------|------------------|----------------------|------------|------------------------|---------------------------------------|--------------------|---------------|------------------------|-----|
| 帳下吏 | 長 史 | 文學 | 文學 | 庶子 | | 家丞 | 相 | 相 | 相 | 官職 |
| 東王・侯 | 王・侯 | 侯 | 侯 | 侯 | | 侯 | 侯 | 侯 | 王 | 王侯別 |
| 同右 | 事所陳卷 引思王 魏武植傳 故傳 | 高堂 医 傳 | 母丘 魚傳 | 同右 | | 邢卷 顒一 傳二 | 田卷 豫二 傳七 | 高堂隆傳 | 盧魏 毓 傳 二 二 | 出典 |
| 同右 | 吾出、輒將u諸侯、行u意否 吾出、輒將u諸侯、行u意否 | 爲『歷城侯(曹)徽文學、轉爲』相 | 儉襲:(父爵:、爲:平原侯(曹叡)文學: | 底子劉楨書諫」植曰、 | 遂以爲: 平原侯(曹)植家丞 | 吏、宜、得片淵॥深法度;如川邢顒 輩4、是時太祖諸子高選॥官屬(今曰、侯家 | 鄢陵侯(曹)彰征1代郡1以1豫爲1相 | 爲』歷城侯徽文學、轉爲」相 | 文帝践阼徙 黄門侍郎 、出爲 濟陰相 | 記事 |

このように見てくると、宗室のばあいの侯の家では、後

も存したことがわかる。おり、さらに文學・長史の如く、漢代にその名を見ぬものなり、さらに文學・長史の如く、漢代にその名を見ぬもの漢に消滅した官を除き、漢代に存した官のすべてを備えて

か。 異姓諸侯のばあいに同様の官があったのではあるまいか。 という名はあっても、その戸邑少く、その封地に家をもつという名はあっても、その戸邑少く、その封地に家をもつという名はあっても、その戸邑少く、その封地に家をもつととがあったかどうかも疑わしいような郷侯・亭侯などにおいては官僚を有しないことがあったかどうかも疑わしいような郷侯・亭侯などにおいては官僚を有しないことが多かったのではあるまいた。

布目氏「前漢侯國考」東洋史研究 一三ノ五。

2 1

ヒントをえている。
起が魏郡にあったことを指摘し、益封の場合に、その縣の戸邑が魏郡にあったことを指摘し、益封の場合に、その縣の戸邑が魏郡にあったことを指摘し、益封の場合に、その縣の戸

3

進爵增邑に當り「幷前何戶」とある例は左の通りである

| 21 | 18 | 9 | 15 | 22 | 17 | 13 | 13 | 13 | 9 | 9 | 5 | 卷數 |
|------------|--------|--------------------------------|-------------------------|------------------------|-----|-------------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------|------|
| 傅蝦 | 呂虔 | 賈詡 | 張軌 | 陳群 | 張遼 | 王朗 | 華欽 | 鍾繇 | 曹洪 | 曹仁 | 文語 | 列傳 |
| 傅鰕 | 呂虔 | 賈詡 | 張軌 | 陳群 | 張遼 | 王朗 | 華 欽 | 鍾繇 | 曹洪 | 曹仁 | 郭表 | 人物 |
| 武郷亭侯 | 益壽亭侯 | 都亭侯 | 都鄉侯 | 額 郷 侯 | 都鄉侯 | 樂平鄉侯 | 安樂鄉侯 | 平陽鄉侯 | 明 亭 侯 | 安平亭侯 | 鄉侯 | 前爵 |
| 前千二百戶(齊王代) | -tte r | 進爵魏蔣鄉侯、增邑三百、幷前八進爵魏蔣鄉侯、增邑三百、幷前八 | 徙封西鄉侯、 增邑二百、 并前四百戶(明帝代) | 進封顯陰侯、增邑五百、幷前千三百戶(文帝代) | | 進封蘭陵侯、增邑五百、幷前千二三百戶(文帝代) | 進封博平侯、增邑五百戶、幷前千百戶(明帝代) | 進封定陵侯、增邑五百、幷前千八一百戶(〃) | 進封野王侯、益邑千戸、幷前二千百戶(〃) | 進爵陳侯、增邑二千、并前三千五(文帝代) | 帝進表爵、增邑五百、幷前千戶 | 進爾記事 |

められず、

また特別の例を除いて養子繼承の事實も存しな

曹魏爵における特徴的事實

四

とは確かなのであって、 子の程郷侯馬遵が無子國除となったのち、 このことは後漢時代に、 紹封されているといったように、甥とか弟とかがあったこ されており、 も見出される。 關しては專論を見ないが、 雄篇によって餘すところなく説きつくされている。 統制の下におかれていた。このことは、つとに牧野博士の い規定があった。その意味では封侯の相續は强力な國家の 繼承を認められ、 國家によって嗣たることを承認された實子のみが、 であろう。 封爵を論ずるときに當然浮び上ってくるのは相續の問題 無子國除の例が功臣・外戚の侯者について二十一 「子の繼承」が必至とされていた證據であろう。 前漢の封建においては、豫め正規の手續を經て 穫嘉侯馮代が無子國除となったのち弟の承が これらの國除の處置に遭った人でも馬廖の 子無ければ國除かれるという極めて嚴し それにも拘らず、 子以外の繼承の行われた例證が認 錢大昭の後漢書補表によって調 馬廖の孫が紹封 國除となってい 後漢に 封爵の

いが、關內侯も同樣であったことは邢顒(九十人)・司馬芝魏において列侯の封爵が世襲されたことは申すまでもなわれたことを物語っている。

を以て、 生前、 あろう、 残ることになる。しかし、 繼承され、正始における關內侯の時は嗣子以外の子に對す 關內侯を賜った郭憲が、黃初元年(二二〇)に卒したのち 嗣爵が順當に行かなかったのかも知れぬし、 度杜絕えたのだとすると、 る賜爵であったとすれば問題はないが、 このばあい郭憲の死後、憲の爵關内侯がその嗣子によって またその子に爵關內侯を賜うたということが見えている。 正始(二四〇)の初めにいたって、國家が憲の功を追思して、 ある。ただ魏志卷一一所引王隱晉書によると、太祖のとき (二一)・龎淯(八一)・桓嘉(二一)・楊阜(五二) の例に明かで 何かの事情で嗣子を立てる手續を怠っていたために 關內侯も同樣であったことは邢顒 (魏志卷)・司馬芝 關內侯世襲制の實在を否定することはできないで 關內侯の世襲制について疑問が このばあいは、 もし郭憲の爵が一 たとえば郭憲が この一例のみ

49

故に、 魏志卷二二 桓階傳に

階徙封安樂鄉侯邑六百戶、 (長子) 以嗣子不封、病卒、 又追贈關內侯 又賜階三子爵關內侯、

祐

ないのが常であった。 とがあっても、嗣子は父の爵の相續豫定者として分封され とあるように、父の生前、一族の並封や分封が行われるこ

のである。

に「次子適嗣、 原則はこの時代にも一應存した。そのことは、右の荀攸傳 とあることからも明かであるが、子無きときは國除となる 志卷一〇 荀攸傳に「長子緝、有攸風、早歿、次子適嗣」 さて長子に故障があるとき、次子が相承けたことは、 無子絕」とあるのを初めとして、卷一六 魏

建安九年薨、子先嗣、 **先薨、** 無子國除 任峻傳に

家の絶えたのは、 の功臣追錄の趣旨によって關內侯とされているから、その ちに父峻の中子(任先にとっては弟)がおって、のち文帝 とあることからも知られる。この場合、任先の如きは、の とあり、卷一五 賜恢子生爵關內侯、 封建相續者が子であることを必至とする 温恢傳に 生早卒、 爵絕

という鐵則に從ったのに違いない。

文獻には、この原則と矛盾する事實が多く記錄されている って貫かれていたかというと決してそうではない。 ところが魏の封建相續がすべてのばあいにこの原則によ むしろ

ち て子無きとき、弟の子の阜がこれを嗣ぎ(二一)、黄初四年 (六))、また明帝のとき封ぜられた 昌武亭侯司馬遺が薨じ より以後、 都亭侯蘇怡が 薨じたとき、 弟の 愉が封を襲い のを初めとして、黄初二年(二二一)、 關内侯丁廙が 卒し 第一は、子以外のものの繼承という事實である。すなわ 太祖のとき關内侯楊阜が卒したとき、孫の豹が嗣

孫の元が嗣ぎ(四二)、 封建相續者の範圍は、前代に比して 擴大している。なお右の擧例のうち、 七)、容城侯盧毓が薨じたとき、 元四年(二六三)、安國侯高柔が薨じたとき、孫の渾が嗣ぎ (四一)、嘉平二年(二五○)、大利亭侯孫禮が薨じたとき、 高貴鄕公卽位、(毓)進封大梁鄕侯、封一子高亭侯、 容城侯盧毓のばあい

…進爵封容城侯、邑二千三百戶…甘露二年薨…孫藩嗣

たとき、その從弟の子の 洪が 嗣ぎ (五一) 甘露二年 (二五 孫の藩が嗣ぎ(電二)、景

かる。 なく、 が死亡しても、 或いは封侯に二子以上があるとき、次男以下が別に封建さ が長子の子の方に及ぶことを示すものであろう。もっとも れたときには、たとえ、そののち父の後と豫定される長子 る。 であったなら、長兄に子がいない場合、當然彼が再び父の わざわざ岱の先亡のことが明記されているのは、 の場合、魏志に「聘薨…岱又先亡、聘養子休嗣」とあって、 死んだので、 新野侯文聘の子岱が、分封を受け、その後、 くることになっていたかも知れぬ。 家に還って、父の爵を襲うべきであったことを暗示してい それにも拘らず、それが毓を相續しなかったのは、 その長子に事故の起るときは、 列侯となって家の外に出た弟でも、 聘の養子休が、 もはや父の封爵を嗣ぐことなく、 聘の爵を受けた話がある。 魏志卷一八 相續の順位が廻って もし長子に子が 聘に先立って 相續順位 彼が健在 文聘傳に ح

となっていて、

毓に高亭侯となった一子があったことがわ

魏志卷五 文昭甄皇后傳に、明帝が、生母甄皇后の亡從孫續が行われていることである。まづその實例を示すのに、疾に、著しいのは、前漢では全くありえなかった養子相

なり、 くなったので、 本來ならば 次兄が つぐべきであった とこ 記に、阮柯の長兄の阮坦が出でて伯父の爵をつぎ、 ではなかったらしい。魏志卷一六 長幼の序によるものであったが、その順位は絕對的なもの く、一族中の他の家から子が出でて繼ぐときは、 してそのあとを一嗣がしめている。そして、列侯に 新野侯文聘は、實子の岱を自分より先に失い、 という。さらにさきに擧げた通り卷一八 文聘傳によれば Ļ また 巻九 して甄黄の後とし、甄氏の姓を承けしめたことが見える。 甄黃を追封して黃列侯とする一方、夫人郭氏の從弟郭悳を ろ、小子の彼が父の愛を受けていたので、 浩に子が無いので、養子の樂を以てこれを嗣がしめた 列侯に封ぜられて薨じたが、太祖は甚だこれを哀惜 夏侯惇傳所引魏書によれば、 杜恕傳注所引荀綽兗州 韓浩は 中護軍と 父の名ざしで繼 養子の休を 大體兄弟 のち亡 一嗣がな

漢の陽嘉四年に宦官に對して養子承封を認めたこと、そしる論文の中で、二つのことを指摘しておられる。一つは後智重明氏が「魏晉における『異子の科』について」と題す魏における養子制度の一般的盛行の由來については、越

承することになったという話がある。

風習があったことである。 の一つの方式として假子という父子關係の擬制の形をとる 必要があったこと、 て魏の曹操自らが 曹操自らが、その制度の正當性を普遍的なものとする 宦官の系統の 出身である という ことか 第二は當時の社會・政治上の權力形成 氏の考えは極めて妥當と思うの

養子制の來源についてはこれ以上ふれない。

は、 形が とられたと考えるのが は て「無子國除」に なるか、 廣範圍の 相續が 承認されるか 繼承は明文は存しないが、一應、 おったことを認むべきだと思う。 4 盾をどのように解したらよいのであろうか。いかに少くと 以上、 その時、 兩漢時代のように「無子(子)國除」の制度は存して その例證の存する限り、 私は 法制の面の 原則として 一方では少いながらも無子國除の制の存するこの矛 封建相續の範圍が事實として擴大しているにも拘 その時の、國家と家との相對的な力關係によ 穏當では ないかと思う。 そし 國家の特別の承認という そして子 以外のものの

> において、 かであると思う。 國家の支配力が後退しつつあったことだけは

となっているのは、 らい早く國が再興されたことを意味するのではあるまい ていない(11)。 これは當時、犯罪などの理由で國絕とな 爵をおそった陳恂に嗣が無かったことがあるが、 荀攸・任唆・溫恢の三例で、 に照して、もはや國経・國除の表現を用いる餘地のないく った家でも、 のちには下らない。魏末の景元元年(二六〇)に頴陰侯の 「恂薨無嗣、 (それでもこの場合「弟温嗣」と書かれずに「弟温紹封」 無子國除 (爵絕·無子絕) 弟溫紹封」とあって、 極めて早く紹封が行われている例のあること おそらく頴陰侯陳恂の生存中に、 それらは太祖・文帝時代より の例は、 「國除」とは明記され 明文の存するものは 列傳には 子に かゝ

すると、事實上、 が終っていなかったことを意味するのであろう)。そうだと 代るものの立嗣の願出がなされておらず、 に近いものになっていたかも知れない 「無子國除」の制は魏末には殆んど空文

國家の承認行為

問題にふれたい。 次に曹魏の封建における一つの顯著な事實として分封の 分封とは一度受けた封邑の一部を割いて

的意味を失って、

って決せられたのではないかと考える。

當時の封爵が政治

てしまうのは危険であろう。ただ、國家と封侯との力關係

單なる家産と化してしまったと言い切っ

いうことから、

後漢時代にはこのような分封の例が一ならず存したといっ

廣徳の弟の甫徳を都郷侯とした。徐天麟は

弘が帝師という重い身分であったと

次に 西平侯鄧弘が 薨じ

族または知人に分つことである。 漢書卷九九上 王莽傳

叔父成都侯(王) 商上書願上分二戶邑1以封事莽、 :當世 K

新都侯、國二南陽新野之都鄉千五百戶 名士咸爲」葬言、 上由」是賢」莽、 永始之年、 封」葬爲言

とあり、 建されており、結局のところ、宋の徐天麟もいっているよ しかし、 前漢には分封の實例はなかったらしい。 この場合にも、 分封という考え方はすでに前漢末に兆している。 王莽は分封の形でなしに新たに封

ところが後漢に入ると、

分封に關して次の數例を見るよ

うになった。すなわち、 侯・新蔡侯とした。また永平の初、 ために殺されたとき、 旦・旦の弟の 盱・成の 弟の國を、 それぞれ 濯陽侯・筑陽 天子は高密國を分って禹の子の震・襲・珍をそれぞれ 吳漢の封邑を 分って、 建武二十八年、 高密候鄧禹の薨じたの 吳成(の孫) が奴の 吳成の 子の

ち

高密侯・昌安侯・夷安侯とした。

子の廣徳のとき、

淸の 錢大昭の 後漢書補表等によって 調べた 限りでは、こ

ているが(東漢會要卷一七)、

宋の熊方の補後漢書年表・

の外に分封事例を見出しにくい。

子弟が幾人か並び封ぜられたり、 故封侯の緣者が二人以上並び封ぜられたりしたこと(たと 或いは徐天麟は、 後漢時代に、 又は絕家再興のときに、 一人の功に對して、その

國除かれ、 えば後漢書賈復傳に、復の子忠が剛東侯を嗣ぎ、 のち復の小子の邯・宗が夫々紹封されて膠東侯 罪あって

かも知れぬ。 即墨侯となったが如き)などをも分封の事例と考えたの しかし分封ということの概念を、最初に規定

の中、 例は、 したような意味に限定するならば、 吳漢の場合・鄧禹の場合は共に最初の封戸取得者の まだ決して多くはなかった。 しかも前掲の三つの例 後漢時代には分封の事

薨後に屬している。 の時代が短かったにもかかわらず、 これに對して、 曹魏時代に入ると、 分封の事例は著しく増

正月辛巳の條には、三公の戶邑を分って、 封じて列侯と爲すということが見えるが、 してくるのに氣がつく。 すなわち魏志卷二 子弟各々一人を 魏志の列傳中分 文帝黃初二年

封の具體例を求めると次の如きものがある(分封事例につ

53

(列侯の薨後における分封例)

| (— | | | | | | | | | 魏 |
|------------|--------------|---------|---------------|--------|-----|--------------|------|----------------------------|------------------|
| = | 七 | 七 | 七 | 九 | 九 | 五 | 五 | 卷九 | % 志 卷 數 |
| 頴陰侯 | 陽平侯 | 鄭侯 | 晉陽侯 | 昌陵侯 | 寧陵侯 | 開陽侯 | 觀律侯 | 安鄉侯 | 始 |
| 陳群 | 徐晃 | 張郃 | 張遼 | 夏侯尚 | 曹泰 | 汴秉 | 郭表 | 夏侯惇 | 封者 |
| 11100 | = 00 | 四三〇〇 | 二六〇〇 | | | 11100 | 1000 | 五〇〇 | 戶數 |
| 明帝 | 嫡孫嗣封の時明帝。徐晃の | 明帝 | 文帝 | 文帝 | 文帝 | 嫡孫嗣封の時文帝。汴秉の | 文帝 | 武帝 | 分封時期 |
| 一子 | 子・孫 | 四子・小子 | 一子 | 弟の子 | 弟 | 主の叔父) | 嗣子の弟 | 七子・二孫 | 封者との關係 |
| 列侯 | 列侯 | 列侯 關內侯 | 關內侯 | 關內侯三〇〇 | 列侯 | 列侯 | 列侯 | 關內侯 | 分封爵級と戸數 |
| 明帝。陳群の功を追錄 | 明帝 | 明帝。軍功追錄 | 文帝。張遼の軍功を追錄して | 文帝 | 文帝 | 文帝 | 文帝 | めようとして太祖が惇の功を追思し、子孫を悉く侯たらし | 分封意志主體者と分封の動機 |

した形のものを表示する)。を列擧しておられるので原文の引用は略し、私なりに整理いては越智氏が「晉爵と宋爵」と題する論文の中に、これ

右の結果を整理すると下表の如くなる。

さて、下の表を通じて氣づいたことを指摘しよう。

侯が分封を希望するときにも、天子に對して願出の形を口 分封は多く天子の特別の恩典として行われる。また封

生封 薨封 象分 前侯 後侯 者封 の の 對 計 子 20 13 7 2 2 孫 4 2 2 兄 6 2 弟 4 從兄弟 1 1 3 3 甥 宗人 1 1 鄉人 1 1

封についての列侯自身の意圖や願望がそこに反映された 曰 しかし、生前の分對が多いということは、それだけ分はあくまで、天子に掌握されていたわけである。 とる必要があった。その意味では分封の權限は形式的に

| 魏志卷數 | 始對 | 者 | 戶 數 | 分封時期 | 封者との關係 | 分封爵級と戸敷 | 分封意志主體者と分封の動機 |
|---|------|----|--------|------|--------|---------------|-------------------------------------|
| 九 | 明亭侯 | 曹洪 | 100ò | 太祖 | 子 | 列侯 | 太祖 |
| <u></u> | 魏壽鄉侯 | 賈詡 | 八〇〇 | 11 | 小子 | <i>"</i> =100 | 太祖 |
| 一七 | 廣昌亭侯 | 樂進 | 1100 | 11 | 子 | ″ 五〇〇 | 太祖。屢々軍功あるを以て |
| 一七 | 益壽亭侯 | 于禁 | 1100 | 11 | 子 | 〃 五〇〇 | 太祖 |
| 九 | 長平侯 | 曹休 | | 文帝 | 次子 | " | 文帝 |
| 九 | 邵陵侯 | 曹眞 | | n | 弟 | " =100 | 文帝 |
| = | 博平侯 | 華歆 | 11100 | 17 | 弟 | " | 文帝 |
| | 平陽鄉侯 | 鍾繇 | | 77 | 弟・二子・孫 | " | 文帝 |
| ======================================= | 樂平鄉侯 | 王朗 | | 77 | 兄の子 | 77 | 兄の子の分封を許された帝が一子を分封せんとしたとき、朗が乞うて |
| 一四四 | 右鄉侯 | 董昭 | | n | 弟・一子 | 關內侯一〇〇 | 文帝 |
| 四四 | 安鄉侯 | 程昱 | 八〇〇 | 11 | 小子・孫 | 列侯 | 文帝 |
| 一七 | 都亭侯 | 張遼 | | 11 | 兄・子一人 | n | 文帝 |
| 一八八 | 新野侯 | 文聘 | 九〇〇 | 11 | 子・從子 | ク・關內侯 | 文帝 |
| 九 | 邵陵侯 | 曹眞 | | 明帝以後 | 宗人・郷人 | 關內侯一〇〇 | あわれみ分封を願出た結果共に太祖に仕えたが、早く卒した宗人郷人を一 |
| 二四 | 安陽侯 | 崔林 | | 明帝 | 一子 | 列侯 | 明帝 |
| === | 平陽鄉侯 | 杜襲 | | 11 | 兄 | 關內侯 | 明帝 |
| 二六 | 陽曲侯 | 郭淮 | 二七八〇 | 齊王芳 | 一子 | 亭侯 三〇〇 | 齊王 |
| 二七 | 安樂鄉侯 | 王基 | | 高貴鄉公 | 叔父の子 | 關內侯二〇〇 | ようとし、詔あって特に聽された上疏して分封を求め、叔父の拊育の德に報い |
| 二八 | 鄧侯 | 鄧艾 | | 17 | 子 | 亭侯 五〇〇 | 高貴鄉公 |

であろうことを思わせるものである。

現に王朗・曹眞・

向にあったことを認めても大過ないであろう。

「のでは封地・封邑が家産に近いものとして觀念される傾意圖にもとづいているものが少くないであろう。その限行爲として史籍に書かれている分封も、その實は列侯の王基のばあいはその例にもれないが、外にただ、天子の

て、また一種の恩惠として觀念せられたかということの質的に財産分配の目的を達することは可能であろう。問質的に財産分配の目的を達することは可能であろう。問質ないのならば、敢えて分封という形式を踏まずとも、實質 ただ、分封が家産的意味での租入の單なる分配にすぎ

公二人、大將軍以下十三人…」といい耿純傳に「凡そ宗氏、中興よりのち、累世龍貴、凡そ侯たる者二十九人、家、並びに 榮寵、一宗五侯…」といい、 鄧禹傳に「鄧の著しくなっていることである。後漢書樊鯈傳に「吾がの著しくなっていることである。後漢書樊鯈傳に「吾がの著しくなっていることである。後漢書樊鯈傳に「吾がの著しくなっていることである。後漢書樊鯈傳に「吾がの著しくなっているのは、後漢ごろから、世

とが望ましいことであったに相違ない。とが望ましいことであったに相違ない。 これによって見ると、後漢以後、門閥主義の擡頭多い。これによって見ると、後漢以後、門閥主義の擡頭方、二大將軍…」というように、その類例は極めて大貴人、二大將軍…」というように、その類例は極めて大貴人、二大將軍…」というように、その類例は極めて大貴人、二大將軍…」というように、その類例は極めては、できるだけ多くの封侯・官人を存の一族中にもつことが望ましいことであったに相違ない。

ところで官職というものは、おのづからその數に制限ところで官職というものは、おのづからその數に制限をとして別段の財源を必要とすることなしに隨時・隨國家として別段の財源を必要とすることなしに隨時・隨國家として別段の財源を必要とすることなしに隨時・隨國家として別段の財源を必要とすることなしに隨時・隨國家として別段の財源を必要とすることなしに隨時・隨國家として、これを官人世界の中に位置づけうることになるのであるから、分封の承認を望むことが多かったにちがいない。

究明にあると思う。

は、

| ±09 | | | | | | | |
|-------|------|--------------------|-------|----------------|--------------------|--|----------------|
| 23 | 22 | 16 | 16 | 10 | 9 | 9 | 卷魏 數志 |
| 常計 | 陳恂 | 杜恕 | 任先 | 荀適 | 夏侯玄 | 曹爽 | 侯死 者の名 た |
| 高陽鄉侯, | 額陰侯 | 豐樂亭侯 | 都亭侯 | 陵樹亭侯 | 昌慶鄉侯 | 武安侯 | 舊爵名 |
| | 1六00 | 100 | 1100 | 1000 | | 111000 | 舊 戶 數 |
| 不明 | 不明 | 五二)刑 | 不明 | 不明 | 五四) 嘉平六年(二 | 二四九 誅死 | 絶家の事由 |
| 不明 | 不明 | 五七) 甘露二年(二 | 文帝代 | 黄初 (二二〇 | 上五) 中五)中 工五四 | | 紹封の時期 |
| 弟 | 弟 | 子 | の中子 学 | 仮適 のの 孫父 | 従孫 交の 父の | の族孫 | 紹封者 |
| | | 豐樂亭侯 | 關內侯 | 陵樹亭侯 | 昌陵亭侯 | 新昌亭侯 | 紹 封 爵 |
| | | 100 | | 1100 | 1100 | 1100 | 紹封戶數 |
| | | 恕の父畿の功をいう河東樂詳、上書して | 功臣追錄 | | | 功臣の世をつぐため | 紹 封 事 由 |

門閥制との對應の一面を看ることができると思う。 心を國家の側に引きつける有効な手段であったといえよ 私はこの分封許容の制度の中に、 六朝期の封爵制と

1

東方學二十二輯

3 2

魏における紹封例は次表の通りである。 によって 察する限り、 これによると、絶家と紹封の時期とが共に判明しているもの 絕家と紹封の間の 年敷は 極めて短か

また紹封は絶家の大半について行なわれ、誅殺の行なわれ

このことは越智氏も「晉爵と宋爵」において指摘しておられ

として前より劣るが、時には全く同じこともあった。 五 む す び

た家についても見られた。紹封時の戸敷や爾の高さは、

原則

らの若干を拾って述べたが、以下に、その論旨を要約しよ 本稿においては曹魏爵制において重要と思われることが

う。 (1)

曹魏爵の系列。上級爵は「公・侯・伯・子・男・侯

・男は原則として宗室の爵であるが、伯・子・男は宗室 、縣侯)・鄕侯・亭侯・關內侯」 である。 公・侯・伯・子

列侯者の庶子に對する賜爵であったらしい。

鄕侯・亭侯より爵級や戸數において優位を占めてはいな侯に關連して都鄕侯・都亭侯があるが、これらは一般の侯から亭侯までは一括して列侯といわれる。鄕侯・亭

五等爵・列侯は有封。

關内侯については有封から無封

封邑のあり場所によって、そうよばれるだけである。

みが、現實性をもたなくなったので、それを廢し改めたい、賣爵の對象となった上に、あまりに細かい爵級の刻い、賣爵の對象となった上に、あまりに細かい爵級の刻い、賣爵の對象となった上に、あまりに細かい爵級の対 に移行したという説があるがにわかに贊成できない。

その外に、漢代同様の民爵があったらしいが詳細は不

ものと思われる

(m)

曹魏爵の形成。

魏の太祖武帝が自らの意志で列侯以下

0

封建を行ったのは建武十二年からである。列侯・關內

室の五等爵が形成されたのは、黃初二、三年のころであ王・侯が、それぞれ名號侯・關中侯に再配置された。宗五大夫がおかれ、文帝の黃初元年(二二〇)には、漢の

り 封邑の大きさ。本稿では主として異姓諸侯を對象とし

ろう。

侯・鄕侯・亭侯という爵級の上下が戸敷の大小と正比例亭侯は三百ー一百戸程度という推定に達した。ただし、て考察したが、列侯は千戸以上、鄕侯は八百ー六百戸、

形が多くなったのではないかと推定される。間の戸の大きさが接近した。そして縣・郷・亭の幷食のせぬこともある。一般に縣の戸が減少したため、三者の唇・発疹・亭唇という番級の上門が戸腹のブリと引出を

は、第宅と稱するものの所有は許されず、封邑との關係は、第宅と稱するものの所有は許されず、封邑との關係は、第宅と稱するものの所有は許されず、封邑との關係るが、鄕侯・亭侯のばあいだと、それらの官の存在は認るが、鄕侯・亭侯のばあいだと、それらの官の存在は認めにくい。

対 列侯・關內侯の相續制度。原則として子による相續が

準によった。下って建武二十年(二一五)には名號侯→

侯は制度上は後漢の制であるが、

論功の尺度は武帝の規

の場合を除いて、戻って家をつぐことはなかった。れば次子が嗣ぐ。次子以下が別に封ぜられたときは特別認められたと思われる。普通には長子、長子に故障があ

るのは、相續に關しての國家と家との力關係において、「子」以外の親緣者の相續や、養子相續が認められていにも存し、 また その實例も 見られるが、一方に おいて漢代に酷しく守られた「無子國除」の法制はこの時代

める最も安易、有効な手段として採用したものと考えらう門閥時代の風潮に對應し、國家が官人貴族の心をあつ事實である。これは一門に侯者・官人の多きを誇るとい分封制。列侯生前の分封制の盛行はこの時代に顯著な

(~)

國家が後退していることを示している。

源流をなしているといってよい。ただ晉のばあいには、魏為ことはなかった。その意味では曹魏の制度は晉の爵制のあったことを知るのである。魏に次ぐ晉の國家は爵級の名あったことを知るのである。魏に次ぐ晉の國家は爵級の名め、また少からず漢爵を變貌させつつ以上の考察を通じて、曹魏の封爵が漢爵の系列・特質を以上の考察を通じて、曹魏の封爵が漢爵の系列・特質を

あるが、それについてはなおしばらく熟考の時間をもちたのか。我々は當然その問題に對決しなければならないのである。それならば晉のとの方式は果して何故に採用されたを五等爵制を組み合せようとしたところに新しい行き方が爵の體系を殆んどそのまま襲いながら、異姓諸侯に對して

いと思う。(一九六二・一・二二)

On Yen Chih-t'ui 顔之推

Tadao Yoshikawa

Yen Chih-t'ui (531—90?), author of the Yen-shih chia-hsün 顏 氏家訓, who belonged to the Liang aristocracy, moved to the territory of the Northern Dynasty as a result of the great disturbances on the closing days of Liang. In his work we find his self-importance as a Southern Dynasty literati and, simultaneously, his criticisms on the Southern Dynasty aristocracy. The latter are, for example, expressed in his mentioning of lazy aristocratic life, political impotence, and diletantism in learning. Though his adverse attitude toward the aristocracy might have been partly due to his rather slight contact with the Southern Dynasty aristocracy, this was largely caused by his own ordeals resulted from his moving to the north. Such circumstances seems to have led him to expose and criticize the weaknesses of those people whose prestige depended on noble lineage, and to give the highest value to the lives of those who devoted themselves to learning. In the thought of Yen Chih-t'ui learning meant how to make good government.

Notes on the Peerage of the Ts'ao-Wei Dynasty

Mitsuo Moriya

With a view to clarifying a few interesting points on the peerage system of the Wei of the Three Dynasties period, firstly the author takes up the process of formation of the Ts'ao-Wei peerage, where it consisted of the five-grade peerage of the Chou period, the liehhou 列侯 and kuan-nei-hou 關內侯 titles after the Ch'in-Han system, and the peerage created by Wei itself. Secondly, the author discusses the size of the lieh-hou and kuan-nei-hou fiefs in terms of household and their inner structure. Lastly, the author points out that heir apparency was widened under the Wei, though the "inheritance by real son" principle of the Han period was still in practice. In view of the fact that fiefs were sometimes divided even in the life-time of lord the author relates the Wei peerage to its noble lineage system.